

美里町スポーツ施設条例の一部を改正する条例（案）

現行	改正案	備考
<p>第1条～第10条 略</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第11条 町長は、スポーツ施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（1） 町が主催又は共催するとき。</p> <p>（2） 町以外の官公署が行政目的で使用するとき。</p> <p>（3） 公共的団体が団体本来の活動目的で使用するとき。</p> <p>（4） 町内の各種団体が行政活動の協力目的で使用するとき。</p> <p>（5） 指定管理者又は管理運営団体が当該施設を行政目的で使用するとき。</p> <p>（6） 町内の<u>保育所等</u>、幼稚園、小学校又は中学校が<u>教育目的</u>で使用するとき。</p> <p>（7） 前各号に掲げるもののほか、<u>町長が必要と認める</u>とき。</p> <p>第12条～第22条 略</p> <p>附 則 略</p>	<p>第1条～第10条 略</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第11条 町長は、スポーツ施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（1） 町が主催又は共催するとき。</p> <p>（2） 町以外の官公署が行政目的で使用するとき。</p> <p>（3） 公共的団体が団体本来の活動目的で使用するとき。</p> <p>（4） 町内の各種団体が行政活動の協力目的で使用するとき。</p> <p>（5） 指定管理者又は管理運営団体が当該施設を行政目的で使用するとき。</p> <p>（6） 町内の<u>保育所</u>、幼稚園、小学校又は中学校が<u>保育又は教育の目的</u>で使用するとき。</p> <p>（7） 前各号に掲げるもののほか、<u>規則で定めるもの</u>。</p> <p>第12条～第22条 略</p> <p>附 則 略</p>	<p></p> <p>字句改める</p> <p>字句改める</p>